

愛媛労働局発表
令和2年5月8日

【照会先】

愛媛労働局職業安定部職業対策課
課長 緒方 与二
課長補佐 和田 茂
(電話) 089(941)2940

報道関係者 各位

土曜日・日曜日も、雇用調整助成金の相談、支給申請を受け付けます

～ ハローワーク松山に「雇用調整助成金の相談窓口」を設置します ～

愛媛労働局では、5月9日（土）、10日（日）に雇用調整助成金の相談・申請受付窓口をハローワーク松山に設置し、予約制による相談・申請受付を行います。

これは、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の利用相談や申請申込みが多数寄せられていることを踏まえて行うものです。

- 実施日時 5月9日（土）、10日（日）
いずれの日も、午前10時～午後5時
- 実施場所 ハローワーク松山
松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎2階

- 相談予約電話番号
089-917-8609
089-900-6510

※ 電話による対応は、原則として予約申込みの受付のみとさせていただきます。

- 相談方法
予約制による窓口相談・申請受付

※ 待合席での新型コロナウイルスの集団感染を防止するため、原則として電話による予約制で対応させていただきます。

※ 予約が集中した場合は、対応できないこともありますのでご容赦願います。

**雇用調整助成金の申請手続の更なる簡素化を行います。
裏面をご覧ください。**

雇用調整助成金の申請手続の更なる簡素化について

雇用調整助成金の申請手続を簡素化し、より申請しやすくするとともに、迅速な支給につなげます。

その概要は以下のとおりです。詳細はあらためて公表いたします。

<助成額の算定方法の簡略化>

雇用調整助成金の助成額の算定方法が難しいとのご意見を踏まえ、以下の簡略化を図ることとします。

(1) 小規模の事業主（概ね従業員 20 人以下）については、「実際の休業手当額」を用いて、助成額を算定できるようにします。

※ 「実際に支払った休業手当額」×「助成率」＝「助成額」とします。

(2) 小規模の事業主以外の事業主についても、助成額を算定する際に用いる「平均賃金額」の算定方法を大幅に簡素化します。

① 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて 1 人当たり平均賃金を算定できることとします。

※ 源泉所得税の納付書における俸給、給料等の「支給額」及び「人員」の数を活用し、1 人当たり平均賃金（「支給額」÷「人員」）を算出します。

② 「所定労働日数」を休業実施前の任意の 1 か月をもとに算定できることとします。

【参考：現行の「平均賃金額」の算定方法】

$$\text{平均賃金額} = A \div B \div C$$

A：労働保険料の算定基礎となる「年間賃金総額」

B：前年度における「月平均被保険者数」

C：前年度における「年間所定労働日数」（1 人当たり）

※ 現行では、Aは、労働保険の確定保険料申告書における「保険料算定基礎額」、Bは、同申告書における「雇用保険被保険者数」を用いることとしています。

なお、事業主の皆様にも前広に安心していただけるよう政府としての方針を先行して表明したものです。申し訳ございませんが、詳細については、後日発表しますので、お問い合わせは、もうしばらくお待ち下さい。